

市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧								
第 24 号様式（第 10 条の 2 第 1 号関係）（表面） 退職手当支給制限処分書 年 月 日 様 （懲戒免職等処分機関） 印 市町村職員の退職手当に関する条例 第 13 条第 1 項 第 15 条第 1 項 の規定により、一般の退職手 当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。 記 金 円 <table border="1"> <tr> <td>（処分前の一般の退職手当等の額）</td><td>円</td></tr> <tr> <td>（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）</td><td>円</td></tr> </table>	（処分前の一般の退職手当等の額）	円	（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円	第 24 号様式（第 10 条の 2 第 1 号関係）（表面） 退職手当支給制限処分書 年 月 日 様 （懲戒免職等処分機関） 印 市町村職員の退職手当に関する条例 第 13 条第 1 項 第 15 条第 1 項 の規定により、一般の退職手 当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。 記 金 円 <table border="1"> <tr> <td>（処分前の一般の退職手当等の額）</td><td>円</td></tr> <tr> <td>（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）</td><td>円</td></tr> </table>	（処分前の一般の退職手当等の額）	円	（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円
（処分前の一般の退職手当等の額）	円								
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円								
（処分前の一般の退職手当等の額）	円								
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円								

新

旧

第 24 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
(退職時の組合市町村)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	
(支給制限処分の理由)		
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)		

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

3 不要の文字は、抹消すること。

第 24 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
(退職時の組合市町村)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	
(支給制限処分の理由)		
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)		

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

3 不要の文字は、抹消すること。

新	旧								
第 25 号様式（第 10 条の 2 第 2 号関係）（表面） 退職手当支給制限処分書 年 月 日 様 (懲戒免職等処分機関) 印 市町村職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項第 15 条第 2 項の規定により、一般の退職手当 等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3)) 提起することができる (なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。 記 金 円 <table><tbody><tr><td>(処分前の一般の退職手当等の額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)</td><td>円</td></tr></tbody></table>	(処分前の一般の退職手当等の額)	円	(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円	第 25 号様式（第 10 条の 2 第 2 号関係）（表面） 退職手当支給制限処分書 年 月 日 様 (懲戒免職等処分機関) 印 市町村職員の退職手当に関する条例第 15 条第 1 項第 15 条第 2 項の規定により、一般の退職手当 等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に (2) を被告として (被告を代表する者は (3)) 提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない)。 記 金 円 <table><tbody><tr><td>(処分前の一般の退職手当等の額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)</td><td>円</td></tr></tbody></table>	(処分前の一般の退職手当等の額)	円	(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円
(処分前の一般の退職手当等の額)	円								
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円								
(処分前の一般の退職手当等の額)	円								
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円								

新

第 25 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(退職時の組合市町村)		(勤続期間)	
(退職時の職名)		(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)			
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)			

- 備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

旧

第 25 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(退職時の組合市町村)		(勤続期間)	
(退職時の職名)		(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)			
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)			

- 備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。

新

第 26 号様式（第 10 条の 3 第 1 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁判があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁判の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

旧

第 26 号様式（第 10 条の 3 第 1 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁判の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

新

旧

第 26 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号 給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

第 26 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号 給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新

第 27 号様式（第 10 条の 3 第 2 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止め。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日） 年 月 日	

旧

第 27 号様式（第 10 条の 3 第 2 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止め。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日） 年 月 日	

新

第 27 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

旧

第 27 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新

第 28 号様式（第 10 条の 3 第 3 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

旧

第 28 号様式（第 10 条の 3 第 3 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	

新

第 28 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

旧

第 28 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新

第 29 号様式（第 10 条の 3 第 4 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁判があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁判の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	

旧

第 29 号様式（第 10 条の 3 第 4 号関係）（表面）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 14 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	

新

第 29 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が市町村職員の退職手当に関する条例第 15 条第 2 項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から 1 年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

旧

第 29 号様式（裏面）

(退職時の組合市町村)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が市町村職員の退職手当に関する条例第 15 条第 2 項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から 1 年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、市町村職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

新

旧

第 30 号様式（第 10 条の 4 第 1 号関係）（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（市町村職員の退職手当に関する条例第 11 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当等の額）	円

第 30 号様式（第 10 条の 4 第 1 号関係）（表面）

退職手当返納命令書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（市町村職員の退職手当に関する条例第 11 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当等の額）	円

新

第 30 号様式（裏面）

（退職をした者の氏名）

（返納命令の理由）

（市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考（1）には審査請求をすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

旧

第 30 号様式（裏面）

（退職をした者の氏名）

（返納命令の理由）

（市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

備考（1）には審査請求をすべき行政庁を、（2）には取消しの訴えの被告とすべき者を、（3）には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

新	旧								
第 31 号様式（第 10 条の 4 第 2 号関係）（表面） 退職手当返納命令書 年 月 日 様 (懲戒免職等処分機関) 印 市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により、一般の退職手 当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令が あったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることがで きる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があっ たことを知った日から 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3）） 提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から 6 か月以内であ っても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起すること はできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月 以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する 裁決があったことを知った日 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決が あったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過する とこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。 記 金 円 <table><tr><td>(既に支払われた一般の退職手当等の額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)</td><td>円</td></tr></table>	(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円	(市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円	第 31 号様式（第 10 条の 4 第 2 号関係）（表面） 退職手当返納命令書 年 月 日 様 (懲戒免職等処分機関) 印 市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により、一般の退職手 当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。 なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書 を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。 また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受 けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3）） 提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内 であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの 訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算し て 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求 に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することがで きる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、 その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起 することはできない。）。 記 金 円 <table><tr><td>(既に支払われた一般の退職手当等の額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)</td><td>円</td></tr></table>	(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円	(市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円								
(市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円								
(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円								
(市町村職員の退職手当に関する条例第 16 条第 1 項 第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)	円								

新

第 31 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

旧

第 31 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

新

第 32 号様式（第 10 条の 5 第 1 項関係）（表面）

市町村職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる
相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、
その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中
に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町
村職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から 6 か月以内に限り、この通知を受けた
者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる
職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる
ことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者
であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を
命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

旧

第 32 号様式（第 10 条の 5 第 1 項関係）（表面）

市町村職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項に規定する
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる
相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、
その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中
に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町
村職員の退職手当に関する条例第 18 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、こ
の通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算
定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をし
たと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業
手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当
する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

新

第 32 号様式（裏面）

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（市町村職員の退職手当に関する条例第 11 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額）	円
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	

旧

第 32 号様式（裏面）

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（市町村職員の退職手当に関する条例第 11 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額）	円
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	

新

第 33 号様式（第 10 条の 5 第 2 項第 1 号関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

第 18 条第 1 項

市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 2 項 の規定により、退職手当の受給者に
第 18 条第 3 項

対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があった
ことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったこと
を知った日から 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起すること
ができる（なお、この命令があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の
日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、こ
の命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、
この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月
以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であ
っても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはでき
ない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
第 18 条第 1 項 （市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額） 第 18 条第 3 項	円

旧

第 33 号様式（第 10 条の 5 第 2 項第 1 号関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

第 18 条第 1 項

市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 2 項 の規定により、退職手当の受給者に
第 18 条第 3 項

対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令を受け
た日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令を受けた日
の翌日から起算して 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起する
ことができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、こ
の処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することは
できない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をし
た場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌
日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌
日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日から起算して 1 年を経過すると
この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
第 18 条第 1 項 （市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額） 第 18 条第 3 項	円

新

第 33 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 18 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

旧

第 33 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 18 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

新

第 34 号様式（第 10 条の 5 第 2 項第 2 号関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 4 項 第 18 条第 5 項 の規定により、退職手当の受給者に

対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	
	円
（市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 4 項 第 18 条第 5 項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

旧

第 34 号様式（第 10 条の 5 第 2 項第 2 号関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（懲戒免職等処分機関） 印

市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 4 項 第 18 条第 5 項 の規定により、退職手当の受給者に

対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に（1）に対してすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

記

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	
	円
（市町村職員の退職手当に関する条例 第 18 条第 4 項 第 18 条第 5 項 の規定により控除される失業者退職手当額）	円

新

第 34 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 18 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

旧

第 34 号様式（裏面）

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(市町村職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 18 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

備考 1 (1)には審査請求をすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
2 不要の文字は、抹消すること。

新	旧
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 2 4 号様式から第 3 4 号様式までの様式による書面は、この規則による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 2 4 号様式から第 3 4 号様式までの様式による書面とみなす。</u>	